

令和7年度静岡県水産業未来づくり推進事業業務委託仕様書（案）

本契約の業務内容は契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 委託業務の目的

静岡県は、海洋環境の急激な変化や水産資源の低迷を受け、「水産業の未来づくり推進事業」において、水産業の今と未来に向けた対応策を検討し、漁業者・漁協に加え、海に係る様々な関係者によるプラットフォームの創設に取り組んでいる。

本業務は、上記事業に関連して、厳しい経営状況が続く中で、地域の将来を担う漁業者や、漁業生産の基盤となる漁業協同組合の持続性を高めるため、本県漁業及び漁業協同組合の課題抽出と解決策検討のための分析を行い、今後の本県水産業のあり方の方向性等の取りまとめ、発展的な対応策につなげることを目的としている。

なお、この仕様書においてプラットフォームとは静岡県内の漁業関係団体、学識者、水産関係研究機関、その他民間団体（流通業者、関連プロジェクト加盟企業等）、漁業者（漁業士、漁青連等）等によって構成される協議会を言う。

2 実施時期

契約日から令和8年3月31日まで

3 適用範囲

- （1）本業務は、この仕様書に記載する範囲とする。ただし、仕様書に記載がない事項であっても、本業務の受注者（以下「受注者」という。）が本業務の履行において必要不可欠と判断する事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担行為を定めている場合を除き、全て受注者の負担で実施するものとする。
- （2）なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が生じた場合は、費用負担等も含め、静岡県と受注者が協議の上、決定する。

4 業務内容

（1）委託内容

遠州灘・駿河湾を拠点とする船曳網漁業、県内全体に及ぶ一本釣り漁業を営む漁業者の経営状況を個別に分析し、各経営体や漁業団体の課題を抽出し、取り組むべき解決策や協業化等の提示。

県内漁業協同組合の業務体制等を個別に分析し、今後、海業や既存サービスの提

供を行うための課題を抽出し、事業の将来像の提示。

専門家の知見を得ながら課題等を把握し、行政や漁業者、民間団体で行われている取組の整理と知見を共有するためのプラットフォーム運営。

ア 経営分析業務

①県内の漁業者の経営状況分析、課題抽出及び解決策等の検討・提案

- ・ 県内のシラス船曳網漁業者及び一本釣り漁業者を対象とすること。なお、対象の漁業者は「②県内の沿岸漁業協同組合の業務体制等分析、課題抽出及び解決策等の検討・提案」で対象とした漁業協同組合所属の漁業者とし、代表者数名を対象とすること。
- ・ 対象とする漁業者は、漁業者が所属する漁業協同組合及び県水産振興課と協議のうえ決定すること。
- ・ 調査実施時期については別紙スケジュールを参考に提案すること。
- ・ 分析、課題抽出及び解決策検討は、操業状況（例：操業方法（2艘曳、運搬船あり等）、人数、操業日数、操業時間）、漁撈収入・支出の内訳、雇用者数・形態（常勤・日雇い・人数・給与・社会保険等）、漁船・漁具（隻数・年数・更新予定等）、副業形態（遊漁や短時間労働との組合せ）等、その他経営関連の情報や各地域の実情を踏まえ実施すること。
- ・ なお、本業務に必要なとなる情報の一部は、水産振興課と協議の上提供する。

②県内の沿岸漁業協同組合の業務体制等分析、課題抽出及び解決策等の検討・提案

- ・ 県内の沿岸漁業協同組合を対象とすること。なお、対象漁業協同組合として浜名漁業協同組合、南駿河湾漁業協同組合、清水漁業協同組合、田子の浦漁業協同組合、いとう漁業協同組合、伊豆漁業協同組合の6漁業協同組合を想定すること。
- ・ 対象とする漁業協同組合は、水産振興課と協議の上決定すること。
- ・ 調査実施時期については別紙スケジュールを参考に提案すること。
- ・ 分析、課題抽出及び解決策検討は、対象漁業協同組合の業務体制（年齢構成、組織体制等）、その他経営関連の情報や各地域の実情を踏まえ今後取り組むことのできる事業等や、その実現に向けた業務体制等を実施すること。
- ・ なお、本業務に必要なとなる情報の一部は、水産振興課と協議の上提供する。

イ プラットフォーム運営業務

- ・ プラットフォームの開催及び運営にあたり必要な以下の業務を行うこと。なお、

プラットフォームの開催回数については別紙スケジュールを参考とすること。

(ア) 当日の対応

- ・ 会議進行及び議事録の作成

(イ) 開催後の対応

- ・ 会議資料及び議事録、結果の報告

※プラットフォーム立ち上げ、会場の手配、旅費、報償費の支払い等は県が対応予定

(2) 成果品

- ・ 本委託業務の成果に関する報告書
- ・ 経営分析結果（中間報告及び最終報告）

(3) 納入場所

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課

5 証拠書類の保存

本業務に関する書類は、業務終了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

6 その他

(1) 著作権等

- ・ 本業務により作成された全ての成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
- ・ 県は、受託者の著作者人格権の同一性保持権に接触しない範囲内で、成果物の変更を行うことができるものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、双方誠意を持って協議し解決にあたること。

(2) 上記に定めのない事項については、静岡県と受注者が協議の上決定する。

<別添：参考>

○スケジュール

年 月		取組内容		備 考
		経営分析	プラットフォーム運営	
6 月	上	○訪問先漁協調整	立ち上げ等は県が対応	
	中		○第 1 回目開催 ・立ち上げ、漁業者ヒアリング	
	下			
7 月	上			
	中	○漁協等訪問、調査開始	○第 2 回目開催 ・漁協ヒアリング	
	下	↑ ↓ 調査期間は、企画提案時、 必要な期間を設けて提案 すること		
8 月	上			
	中			
	下			
9 月	上	○調査結果中間報告		
	中		○第 3 回目開催 ・経営分析報告内容の共有	
	下			
10 月	上			
	中			
	下			
11 月	上			
	中	○分析結果内容整理、調整等		
	下			
12 月	上			
	中			
	下			
1 月	上	○分析結果最終報告	○第 4 回目開催 ・分析結果報告	
	中			
	下			
2 月	上			
	中			
	下			
3 月	上			
	中			
	下			

※各実施回数及び時期については、あくまで参考で、委託費内において適切な報告ができるよう修正して提案すること